**松川村小規模工事等契約希望者登録制度について**

この制度は、松川村建設工事入札参加資格者登録を受けていない事業者で、村が発注する

小規模工事及び修繕等の契約を希望する事業者を登録し、村内小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的としています。

１　対象となる契約

　　　村が発注する予定価格130万円未満の小規模な建設工事及び修繕等で、その技術的内容が軽易で履行の確保が容易であると認められるものが対象となります。

２　登録の要件

　　　松川村内に主たる事業所を有する法人又は村内に主たる事業所及び住所を有する個人で、次の各号に該当していることが要件です。

　　　なお、建設業の許可の有無、経営組織及び従業員数は原則問いません。

1. 村税及び村の課す各種公共料金について滞納がないこと
2. 松川村建設工事入札参加資格者名簿に登録がないこと
3. 地方自治法施行令第167条の４第１項又は松川村財務規則第104条第１項の規定に該当しない者
4. 松川村暴力団排除条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと
5. 受注を希望する工事等を履行するために必要な資格・免許等を有すること

３　提出書類

　　**受注した契約は自ら履行（工事施工）することを原則とし、村が認めた場合以外の下請けはできません**ので、自ら履行（工事施工）できる業種について申請をしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | 備考 | 法人 | 個人 |
| 1 | 小規模工事等契約希望者登録申請書 | 様式第１号 | ◎ | ◎ |
| 2 | 資格者証又は免許証の写し | 資格及び免許等が必要な業種を希望する方（写可） | ○ | ○ |
| 3 | 現在事項全部証明書 | 法人事業者の場合のみ提出（写可） | ◎ | 　 |
| 4 | 誓約書 | 様式第２号 | ◎ | ◎ |

※ ◎印は必須、○印は該当する場合に提出

　４　登録受付期間

　　　受付期間：令和５年４月３日から令和５年５月25日まで

　　　登録有効期間：令和５年６月１日から令和７年５月31日まで

※令和５年６月２日以降、申請は随時受付

５　提出方法

1. 郵送及び窓口への持参による提出とします。
2. 提出書類は全てをＡ４版１冊にまとめ、ホチキス綴じとしてください。
3. 受け付けた旨の確認が必要な場合は、返信用ハガキ又は切手を貼付した封筒及び申請書の写しを同封してください。
4. 提出部数は１部とします。

　６　提出先（問い合わせ先）

　　　〒３９９－８５０１　長野県北安曇郡松川村７６番地５

　　　松川村役場　総務課財政係

電　話：０２６１－６２－３１１１（内線２１６）

　　　メール：keiyaku@vill.matsukawa.nagano.jp

　７　登録事項の変更

（１） 登録後、所在地や電話番号、希望業種等、登録内容に変更があった場合は、速やかに松川村小規模工事等契約希望者登録申請書記載事項変更届を財政係へ提出してください。

（２） 個人事業者から法人事業者に変更した場合、法人事業者から個人事業者に変更した場合は、新規に申請が必要となります。